

ご意見を募集します

(パブリックコメント)

指宿市都市公園条例で定める都市公園の設置基準、公園施設の設置基準、特定公園施設に係る移動等円滑化基準の素案について

指宿市では、本市が管理する都市公園の設置基準や公園施設の設置基準、特定公園施設に係る移動等円滑化基準について条例で定めることとなり、この度、それらの基準の素案がまとまりましたので公表します。

この素案につき、皆様のご意見を参考にさせていただきながら、条例を改正してまいりたいと考えておりますので、ご意見をお寄せください。

1 意見の募集期間

平成24年12月15日(土)～平成25年1月14日(月)[当日消印有効]

2 意見の提出方法及び提出先

ご意見の提出は、別紙の用紙(任意の様式でも結構です。)に、住所、氏名、電話番号、素案に対するご意見をご記入の上、郵便、FAX、電子メールなど、書面で下記の提出先へ提出をお願いします。

【提出先】

課 名	指宿市 都市整備課
住 所	〒891-0497 指宿市十町2424番地
F A X	0993-22-2160
電子メール	kensetsu-toshi@city.ibusuki.lg.jp

3 意見の提出に際しての留意事項

(1) 対象となる方

- ① 本市内に住所を有する方
- ② 本市内に事務所又は事業所を有する方
- ③ 本市内に通勤・通学する方

(2) 意見提出時の記載事項

ご意見の提出にあたっては、住所、氏名（法人または団体等の場合は、所在地及び法人名等）及び連絡先を必ず記載してください。また、住所が市外の場合は、市内に通勤・通学している旨を記載してください。

4 お寄せいただいた意見の取扱い

- (1) 匿名による意見は受け付けできません。
- (2) 電話や口頭による意見提出は受け付けられませんので、文書で提出してください。
- (3) 期限を過ぎて提出されたご意見は、パブリックコメント手続きによる意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。
- (4) お寄せいただいたご意見につきましては、結果を取りまとめ、その概要とご意見に対する検討結果を市ホームページ等に掲載する予定です。

なお、提出された個々のご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

5 個人情報の取扱い

住所、氏名等の個人情報については、第三者に提供したり、目的以外に使用することはありません。また、お寄せいただいたご意見の公表の際には、これらの個人情報は一切公表いたしません。

6 お問い合わせ先

指宿市 都市整備課 都市整備係 電話：0993-22-2111(内線362)

F AX: 0993-22-2160

電子メール: kensetsu-toshi@city.ibusuki.lg.jp

条例制定の経緯について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第一次:平成23年5月2日公布、第二次:平成23年8月30日公布)が施行され、「都市公園法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正されました。

これに伴い、従来、政令などで国が全国一律に定めていた都市公園の設置基準や、公園のバリアフリー基準等については、従来の政令などの規定を参酌※して、地方自治体が条例で定めることとなりました。

※参酌(さんしゃく)・・・他のものを参考にして長所を取り入れること。

改正する条例

条 例 名	現行の基準を定めている政令等
指宿市都市公園条例	○都市公園法施行令(昭和31年政令第290号) ○移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号)

※現行の基準を定めている政令等は法改正にあわせて改められ、その位置づけが「条例を定めるに当たって参酌すべき基準」となりました。(「参酌すべき基準」とは、十分に参照した上で判断しなければならない規準を指します。)

条例の制定および施行予定日

平成24年度中に制定し、平成25年4月1日の施行を予定しています。

各基準の素案(指宿市の考え方)

1 都市公園の設置基準(配置及び規模の基準)について

本市が管理する都市公園を新設、増設又は改築する場合において、目指していく基準を定めるものです

関係法令:都市公園法第3条1項

参酌基準:都市公園法施行令第1条の2、第2条

① 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

区分	住民一人当たりの都市公園敷地面積	
	現行基準(国の基準)	指宿市の基準(案)
指宿市内	10㎡以上を標準	政令に同じ
市街地内	5㎡以上を標準	政令に同じ

② 地方公共団体が都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準

都市公園の種類	配 置	規 模	
		現行基準(国の基準)	指宿市の基準(案)
街区公園	街区内に居住するものが容易に利用することが出来るように配置	0.25haを標準	政令に同じ
近隣公園	近隣に居住するものが容易に利用することができるように配置	2haを標準	政令に同じ
地区公園	徒歩圏域内に居住するものが容易に利用することができるように配置	4haを標準	政令に同じ
総合公園 運動公園	休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置	利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積	政令に同じ
特殊公園等 (風致・墓園)	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積	政令に同じ

2 公園施設の設置基準(許容建築面積基準)について

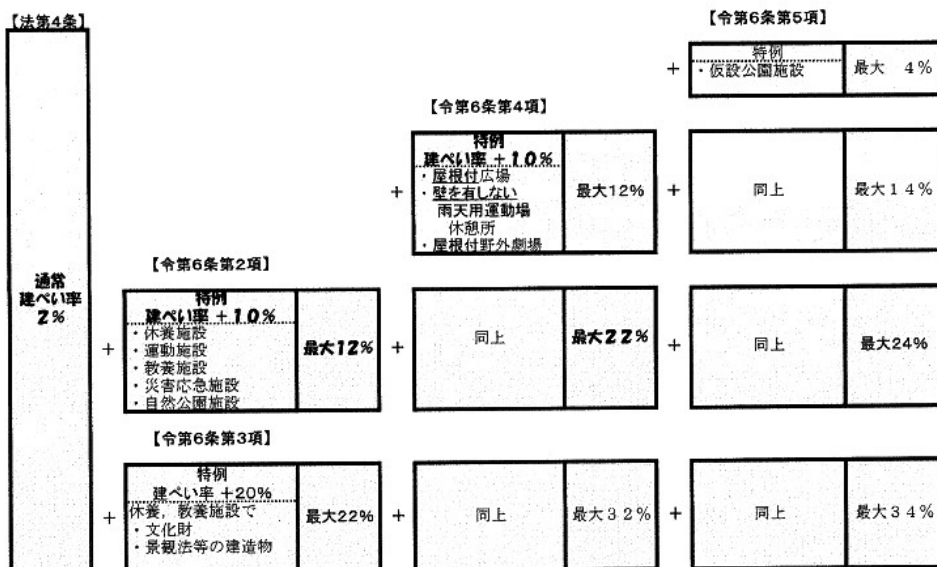
本市が管理する都市公園内の公園施設を新設、増設又は改築する場合において、適合させなければならない基準を定めるものです。

関係法令:都市公園法第4条1項
 参酌基準:都市公園法施行令第6条

一の都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準

公園施設の種別		建築面積の割合	
		現行基準(国の基準)	指宿市の基準(案)
建築物		2%	政令に同じ
特例	休養施設、運動施設、 備蓄倉庫等	+10%	政令に同じ
	国宝、重要文化財等	+20%	政令に同じ
	屋根付き広場、屋根付 き野外劇場	+10%	政令に同じ
	仮設公園施設	+2%	政令に同じ

《現行政令基準》都市公園建ぺい率



3 特定公園施設の設置に関する基準(バリアフリー基準)について

本市が管理する都市公園内の特定公園施設を新設、増設又は改築する場合において、適合させなければならない基準を定めるものです。

関係法令: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)
参酌基準: 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令

○ 基準の対象となる特定公園施設

バリアフリー法第3条に定められている公園施設を指します。

園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場
便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識 の12施設

○ 基準の例(抜粋)

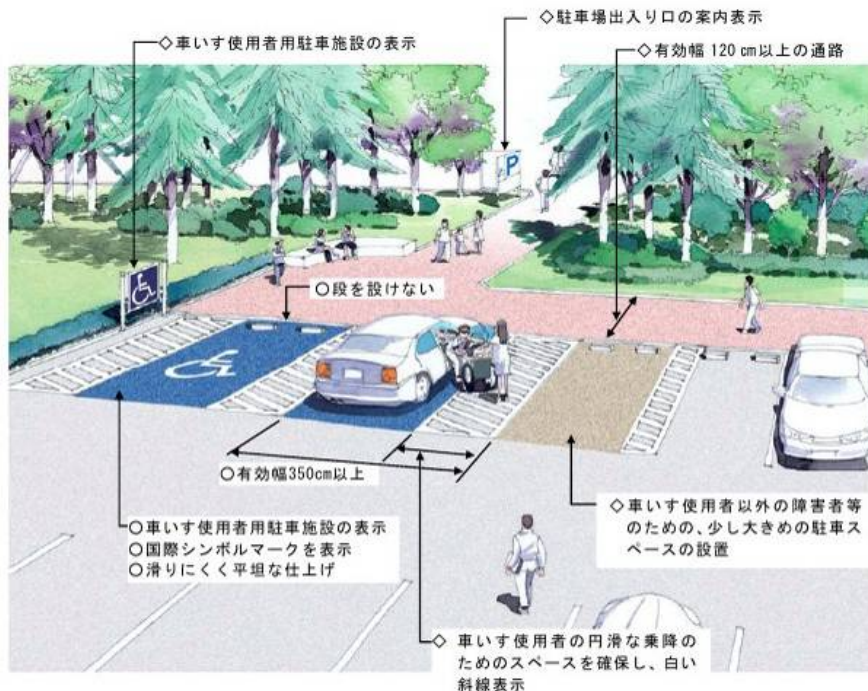
園路 出入口(原則幅120cm以上、段差なし等)

通路(原則幅120cm以上、縦断勾配5%以下等)

駐車場 車いす専用駐車場施設(施設数、設置箇所、幅350cm等)

便所 車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有すること(幅80cm以上等)

現行のバリアフリー基準は、本市の実情に照らした上で、必要かつ十分な基準でありますので、**指宿市の基準は政令の基準どおりとします。**



バリアフリーに配慮した駐車場の例(国土交通省:都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインより抜粋)